



退職後の健康保険のご案内

退職や勤務時間の短縮等により資格がなくなった後の健康保険には、以下の3つの選択肢があります。毎月納める保険料等を比較のうえ、選択された健康保険にお手続きください。

加入先	協会けんぽの 任意継続被保険者	国民健康保険の 被保険者	家族の健康保険の 被扶養者
加入要件	- 退職日（資格喪失日の前日）までに被保険者期間が継続して2か月以上あること - 退職日の翌日から20日※以内に任意継続資格取得申出書を提出すること（必着） ※土日・祝日を含む	お住まいの市区町村役場へご相談ください	被扶養者としての認定基準を満たすこと
手続き	お住まいの都道府県の協会けんぽ支部へ任意継続資格取得申出書を提出 ※申請書は協会けんぽホームページから印刷していただくか、お電話にてご依頼ください。	お住まいの市区町村役場の国民健康保険担当課で手続き	ご家族の勤務先の事業所を通じて届出
保険料	退職前に給与から控除されていた保険料の約2倍 ※金額に上限あり	前年の所得などにより決定 ※解職理由等による軽減制度の対象となる場合があります。	被扶養者の負担はなし

令和7年3月(4月納付分)から保険料率が変わります

健康保険料(群馬支部)

令和7年2月分
(3月納付分)まで **9.81%**



令和7年3月分
(4月納付分)から **9.77%**

介護保険料(全国一律)

令和7年2月分
(3月納付分)まで **1.60%**



令和7年3月分
(4月納付分)から **1.59%**

※令和7年度保険料額表は2月の納入告知書に同封しております。

医療費を節約
するには…

上手な医療のかかり方

インセンティブ制度で15位以内に入れば、保険料率の引き下げにつながります。

群馬支部の総合順位は
44位(令和5年度実績)

詳しくはこちら→



医療費を節約することで保険料率が低くなる!?

時間外診療・夜間診療を控えましょう!

診療時間以外に医療機関にかかる、場合に
応じて料金が加算されます。

緊急時や急病時等のやむを得ない場合を除き、
できる限り診療時間内の受診を心がけましょう。

ジェネリック医薬品でお薬代をもっとお得に!

ジェネリック医薬品とは?

安価

従来の先発医薬品と品質・
効き目が同等であると国が
認めたお薬です。

安心

ジェネリック医薬品の使用で
医療費増大を抑えます。
最大で約6割もお薬代の負担
が軽くなるものがあります。

工夫

従来の先発医薬品よりも、
もっと飲みやすく、手軽に!

初診料と再診料の時間外加算

初診の場合(6歳以上)

初診料 2,910円

再診の場合(6歳以上)

再診料^{※1} 750円

加算額

850円 2,300円	一般 特例 ^{※3}	時間外 ^{※2}	一般 特例 ^{※3}	650円 1,800円
2,500円		休日		1,900円
4,800円		深夜		4,200円

(注) 支払い額は自己負担割合によります。歯科は除く。

※1: 200床以上の病院は外来診療科730円 ※2: 平日は概ね6~8時・18~22時、
土曜日は概ね6~8時・12~22時を標準とする ※3: 救急病院など

従業員の退職や、被扶養者の就職時には、保険証の速やかな回収と届出をお願いします。

友だち募集中!



全国健康保険協会 群馬支部
協会けんぽ

<https://www.kyoukaikenpo.or.jp/shibu/gunma>

協会けんぽ 群馬

検索

〒371-8516
前橋市本町2-2-12
前橋本町スクエアビル4階
☎027-219-2100(代表)
受付時間/8:30~17:15(土日祝日・年末年始を除く)



群馬支部公式LINE